

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議
2024 年 5 月 31 日 国土交通大臣 認可

低引火点燃料船の船級符号への付記の変更

改正対象

鋼船規則 A 編
海洋汚染防止のための構造及び設備規則
高速船規則
登録規則細則
鋼船規則検査要領 A 編

改正理由

鋼船規則 GF 編の適用を受ける低引火点燃料船については、その旨を船級符号に付記している。

しかし、LNG、LPG、メタノールといった当該船舶にて使用する代替燃料の種別は明示していない。

このため、代替燃料を使用する船舶の普及が見込まれる中、さらなる利便性向上のため、使用する燃料の種別を明示できるよう、関連規定を改める。

併せて、鋼船規則 N 編の適用を受ける液化ガスばら積船のうち、貨物を燃料として利用するものについても同様に、関連規定を改める。

改正内容

鋼船規則 GF 編の適用を受ける低引火点燃料船について、また、同 N 編の適用を受ける液化ガスばら積船のうち貨物を燃料として利用する船舶について、船級符号への付記に、使用する燃料の種別を列挙する旨、鋼船規則 A 編 1.2.4 に規定する。これに加えて、関連する規定を整理する。

施行及び適用

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則
2024 年 7 月 1 日から施行
- (2) 前(1)以外
2024 年 7 月 1 日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶に適用

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は、その規則に対応する
要領があることを示しております。

ID: DD23-29

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 A 編 総則	鋼船規則 A 編 総則	
1 章 通則	1 章 通則	
1.2 船級符号への付記	1.2 船級符号への付記	
1.2.4 船体構造・艙装等* (-1.から-31.は省略)	1.2.4 船体構造・艙装等* (-1.から-31.は省略)	
-32. GF 編 の適用を受けた船舶については、船級符号に“ <i>Gas or Low-flashpoint Fuel</i> ” (略号 <i>GLF</i>) を付記する。また、使用する燃料の種類を列挙する。	-32. GF 編 の適用を受けた船舶については、船級符号に“ <i>Equipped for Use of Low-flashpoint Fuels</i> ” (略号 <i>EQULFF</i>) を付記する。また、使用する燃料については、船級登録原簿に注記として記載する。 (新規)	SOLAS 条約上の低引火点燃料の定義（引火点 60℃未満）に該当しない、アンモニア、水素などの代替燃料も踏まえる表記に改める。
-33. N 編 16 章 の適用を受けた船舶については、船級符号に“ <i>Cargo as Fuel</i> ” (略号 <i>CF</i>) を付記する。また、使用する燃料の種類を列挙する。	-33. D 編 6.2.11 の適用を受けた第 1C 種プロペラ軸を有する船舶については、船級符号に“ <i>IC</i> ” を付記する。	液化ガスばら積船で貨物を燃料を燃料として使用する船舶への Notation を新設する。
-34. D 編 6.2.11 の適用を受けた第 1C 種プロペラ軸を有する船舶については、船級符号に“ <i>IC</i> ” を付記する。	-34. H 編 2 章 2.11.1-2. の適用を受けた船舶については、船級符号に“ <i>LiBattery</i> ” (略号 <i>LiB</i>) を付記する。	
-35. H 編 2 章 2.11.1-2. の適用を受けた船舶については、船級符号に“ <i>LiBattery</i> ” (略号 <i>LiB</i>) を付記する。	-35. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。	
-36. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。		

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 - この規則は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 - 施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶にあつては、船級証書の満了日迄はこの規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。 - 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶に適用することができる。		

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 船級符号への付記 (-1.から-3.は省略) 4. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、<u>8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置であって、鋼船規則 D 編 22 章の適用を受けた装置</u>を搭載し、<u>8 編 1.2.2-1.又は-2.に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、「Sulphur Oxides (Exhaust Gas Cleaning System)」(略号：SO_x(EGCS))</u>を船級符号に付記する。<u>当該装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。</u> (削除) (削除)	海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 総則 1 章 通則 1.1 一般 1.1.3 船級符号への付記 (-1.から-3.は省略) 4. 登録規則 2.1.3-2.に基づいて、<u>次の(1)及び又は(2)を搭載し、8 編 1.2.2-1.又は-2.に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、「Sulphur Oxides」(略号：SO_x)を船級符号に付記する。なお、搭載される設備／装置に応じて、当該付記の後の括弧内に、次の付記を列挙する。また、(1)の燃料並びに(1)の燃料を使用する機関及び(2)の装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。</u> (1) <u>鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定する低引火点燃料を使用するための設備であって、鋼船規則 N 編 16 章又は鋼船規則 GF 編の適用を受けた設備：</u> <u>Low Flash-point Fuel (略号：LFF)</u> (2) <u>8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置であって、鋼船規則 D 編 22 章の適用を受けた装置：</u> <u>Exhaust Gas Cleaning System (略号：EGCS)</u>	SO_x(LFF)は、GLF と審査上の要件が重複するため、削除する。

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 1. この規則は、2024 年 7 月 1 日から施行する。		

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
高速船規則	高速船規則	
1 編 総則	1 編 総則	
1 章 通則	1 章 通則	
1.2 船級符号への付記	1.2 船級符号への付記	
1.2.4 船体構造・艀装等 (-1.から-6.は省略)	1.2.4 船体構造・艀装等 (-1.から-6.は省略)	
-7. 1.1.9 の規定により鋼船規則 GF 編の適用を受けた船舶については、 <u>鋼船規則 A 編 1.2.4-32.</u> の規定による。	-7. 1.1.9 の規定により鋼船規則 GF 編の適用を受けた船舶については、船級符号に“ <i>Equipped for Use of Low-flashpoint Fuels</i> ” (略号 <i>EQ ULFF</i>) を付記する。また、使用する燃料については、船級登録原簿に注記として記載する。	
-8. 9 編 5.1.9 の適用を受けた第 1C 種プロペラ軸を有する船舶については、船級符号に“ <i>IC</i> ” を付記する。	-8. 9 編 5.1.9 の適用を受けた第 1C 種プロペラ軸を有する船舶については、船級符号に“ <i>IC</i> ” を付記する。	
-9. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。	-9. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。	

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 - この規則は、2024 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。 - 施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶にあつては、船級証書の満了日迄はこの規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。 - 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶に適用することができる。		

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
登録規則細則	登録規則細則	
2 章 船級登録	2 章 船級登録	
2.1 船級の登録	2.1 船級の登録	
2.1.3 船級符号への付記 (-1.及び2.は省略)	2.1.3 船級符号への付記 (-1.及び2.は省略)	
-3. 規則 2.1.3-2. の付記は、次の (1) 及び (2) に従って行う。	-3. 規則 2.1.3-2. の付記は、次の (1) 及び (2) に従って行う。	
(1) 次の (a) から (i) に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。 (a)から(g)は省略	(1) 次の (a) から (i) に掲げる付記は、船主からの申込みに基づき、本会が別途発行するガイドライン又はその他適当と認める指針等に従って、次に掲げる船舶について行う。 (a)から(g)は省略	
(h) <u>二酸化炭素放出抑制指標について、通常より厳しいフェーズの削減率を満足する船舶:海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1.1.3-1.による</u>	(h) <u>船舶の二酸化炭素放出抑制に関し特別な措置が講じられている船舶（二酸化炭素溶出抑制指標が、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3.4において、当該船舶に適用されるフェーズの削減率よりも厳しいフェーズの削減率を採用した場合（Ro-ro 貨物船及び Ro-ro 旅客船にあっては、二酸化炭素放出抑制指標規制値がより厳しい場合に限る。）の要求値を満足する船舶）:「Energy Efficiency Design Index-phaseX」（略号: EEDI-pX、ただし、Xは採用したフェーズを示す。）</u>	
(i) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶	(i) その他本会が特定の付記が必要であると認める船舶	
(2) <u>船舶からの大気汚染防止のための設備について、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1.1.3 の各</u>	(2) <u>次の(a)及び(b)に掲げる付記は、海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3 に従って、次に掲げる</u>	

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>項（-1.を除く）に該当するもの：当該各項による</u>	<u>船舶について行う。</u> <u>(a) 船舶の窒素酸化物放出抑制対策として海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c) に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するディーゼル機関を備え, 窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶:「Nitrogen Oxides Emission-Tier III」 (略号: NOx-III)</u> <u>なお, 同規則 8 編 2.1.2-1.(1)(c)に規定する窒素酸化物放出量最大許容限度基準を満足するため, 選択式触媒還元脱硝装置, 排ガス再循環装置, 二元燃料機関, ガス専焼機関又はこれら以外の技術を使用する船舶に対しては, 搭載される装置, 機関又は技術に応じて, 当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また, i)又はii)の装置を備える機関並びに iii), iv)又は v)に該当する機関の用途 (なお, v)に該当する機関にあつては, 使用される技術を含む。) については, 船級登録原簿に注記として記載する。</u> <u>i) 選択式触媒還元脱硝装置を使用するもの:</u> <u>Selective Catalytic Reduction (略号: SCR)</u> <u>ii) 排ガス再循環装置を使用するもの:</u> <u>Exhaust Gas Recirculation (略号: EGR)</u> <u>iii) 二元燃料機関を使用するもの:</u> <u>Dual Fuel Engine (略号: DFE)</u> <u>iv) ガス専焼機関を使用するもの:</u> <u>Gas-only Engine (略号: GOE)</u> <u>v) 前 i)から iv)以外の技術を使用するもの:</u> <u>Other Technologies (略号: Others)</u> <u>(b) 次の i)及び／又は ii)を搭載し, 海洋汚染防止のた</u>	

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
(4.は省略) 附 則 1. この達は、2024 年 7 月 1 日から施行する。	<u>めの構造及び設備規則 8 編 1.2.2-1.又は-2.に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合するか、当該規制への適合と少なくとも同等の実効性を有する船舶に対し、「Sulphur Oxides」(略号：SO_x)を船級符号に付記する。なお、搭載される設備／装置に応じて、当該付記の後の括弧内に次の付記を列挙する。また、i)の燃料並びに ii)の燃料を使用する機関及び ii)の装置を備える機関の用途については、船級登録原簿に注記として記載する。</u> i) <u>鋼船規則 GF 編 2.2.1-28.に規定する低引火点燃料を使用するための設備：</u> <u>Low Flash-point Fuel (略号：LFF)</u> ii) <u>海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 1.1.3 に規定する代替物として主管庁に承認された排ガス浄化装置：</u> <u>Exhaust Gas Cleaning System (略号：EGCS)</u> (4.は省略)	

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 A 編 総則 A1 通則 A1.2 船級符号への付記 A1.2.4 船体構造・艀装 (-1.から-7.は省略) <u>-8. 規則 A 編 1.2.4-32.の適用上, 燃料の種類は, 次の要領に従って追記する。</u> (1) 天然ガスを燃料として使用する場合: “ <i>Gas or Low-flashpoint Fuel / Natural Gas</i> ” (略号 <i>GLF/NG</i>) (2) その他の燃料を使用する場合: 代替燃料船ガイドラインによること <u>-9. 規則 A 編 1.2.4-33. の適用上, 燃料の種類は, 次の要領に従って追記する。</u> (1) 天然ガスを燃料として使用する場合: “ <i>Cargo as Fuel / Natural Gas</i> ” (略号 <i>CF/NG</i>) (2) その他の燃料を使用する場合: 代替燃料船ガイドラインによること	鋼船規則検査要領 A 編 総則 A1 通則 A1.2 船級符号への付記 A1.2.4 船体構造・艀装 (-1.から-7.は省略) (新規) (新規)	

「低引火点燃料船の船級符号への付記の変更」 新旧対照表

新	旧	備考
附 則 - この達は、2024年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。 - 施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶については、船級証書の満了日迄はこの達による規定にかかわらず、なお従前の例による。 - 前2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を施行日以降に登録検査又は定期検査が完了する船舶以外の船舶に適用することができる。		